

## 舟橋村告示第 38 号

舟橋村簡易水道料金減免取扱要綱をここに公布する。

令和 6 年 12 月 1 日

舟橋村長 渡辺 光

### 舟橋村簡易水道料金減免取扱要綱

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の経済的な負担を軽減することを目的に、舟橋村簡易水道事業等給水条例（平成 16 年舟橋村条例第 3 号。以下「条例」という。）第 36 条の規定に基づき水道料金を減免することに関して必要な事項を定めるものとする。

#### (減免の対象者)

第 2 条 減免の対象者は、条例第 18 条に規定する給水契約を申し込み、その承認を受けた村民及び村内事業者とする。

#### (減免の対象料金)

第 3 条 減免の対象料金は、条例第 28 条の（1）料金に規定する「基本料金」とする。

#### (減免の対象期間)

第 4 条 減免の対象期間は、令和 6 年 12 月使用分から令和 7 年 3 月使用分までの 4 月分とする。

#### (その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

#### (失効期日)

2 この告示は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。